第六条の六第八号中「前号」を「前各号」に、「専修学校」を「教育施設」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する生徒（修業年限が一年以上である課程を履修する者に限る。）

第六条の六中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十五条に規定する中学校（夜間その他特別の時間において授業を行うものに限る。）に在学する生徒

第六条の七の次に次の一条を加える。

（法第九十条第一項第三号の政令で定める者）

第六条の七の二　法第九十条第一項第三号に規定する政令で定める者は、地方税法第二百九十二条第一項第十号に規定する障害者、同項第十一号に規定する寡婦及び同項第十二号に規定するひとり親とする。

第六条の十及び第六条の十一中「、第三号及び第四号」を「及び第三号」に改める。

第六条の十二第二項第二号中「（当該控除を受けた者が同法第三百十四条の二第三項に規定する寡婦である場合には、三十五万円）、同法第三百十四条の二第一項第九号」を「、同項第八号の二に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき三十五万円、同項第九号」に改める。

第十一条の七第五号中「学校教育法第百二十四条に規定する専修学校に準ずるものとして厚生労働省令で定める」を「次条第八号から第十号までに掲げる」に改める。

第十一条の八第八号中「前号に規定する専修学校」を「前各号に掲げる教育施設」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校（修業年限が一年以上である課程を有するものに限る。）

第十一条の八中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　学校教育法第四十五条に規定する中学校（夜間その他特別の時間において授業を行うものに限る。）

第十四条の三の次に次の一条を加える。

（法附則第九条の三の二第三項の政令で定める数）

第十四条の三の二　法附則第九条の三の二第三項に規定する政令で定める数は、次の表の上欄に掲げる同条第一項に規定する保険料納付済期間等の月数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める数とする。

六月以上一二月未満	六
一二月以上一八月未満	一二
一八月以上二四月未満	一八
二四月以上三〇月未満	二四
三〇月以上三六月未満	三〇
三六月以上四二月未満	三六
四二月以上四八月未満	四二
四八月以上五四月未満	四八
五四月以上六〇月未満	五四
六〇月以上	六〇

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第二条　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

（法附則第二十九条第四項に規定する政令で定める数）

第十二条の二　法附則第二十九条第四項に規定する政令で定める数は、次の表の上欄に掲げる被保険者であつた期間に係る被保険者期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める数とする。

六月以上一二月未満	六
一二月以上一八月未満	一二
一八月以上二四月未満	一八
二四月以上三〇月未満	二四
三〇月以上三六月未満	三〇
三六月以上四二月未満	三六
四二月以上四八月未満	四二
四八月以上五四月未満	四八
五四月以上六〇月未満	五四
六〇月以上	六〇

第十六条第一項中「被保険者期間」を「被保険者であつた期間」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定により読み替えられた法附則第二十九条第三項及び第四項の規定の例により脱退一時金の額を計算する場合における第十二条の二の規定の適用については、同条中「被保険者であつた期間に係る被保険者期間」とあるのは、「第十六条第一項の規定により読み替えられた法附則第二十九条第三項に規定する合算被保険者期間」とする。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第三条　国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第四条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「（当該控除を受けた者が同条第三項に規定する寡婦である場合には、三十五万円）、同条第一項第九号」を「、同項第八号の二に規定する控除を受けた者につき三十五万円、同項第九号」に改める。

第十条中「同条第一項第五号」を「同条第一項第四号」に改める。